

世田谷区基本計画審議会条例（案）

（設置）

第1条 世田谷区の基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、区長の附属機関として、世田谷区基本計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本計画の策定について必要な事項を審議し、答申する。

（組織）

第3条 審議会は、区民及び有識者のうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条の規定による答申をした日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長が共に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の有識者その他関係人に会議への出席を求めることができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(世田谷区基本構想審議会条例の廃止)

2 世田谷区基本構想審議会条例（平成23年10月世田谷区条例第24号）は、廃止する。